

第六十四回帝國議會貴族院請願委員第三分科會速記録

昭和八年二月二十日

臺灣議會設置ノ件

○主査(男爵 徳川喜翰君) 次ハ第六十九號臺灣議會設置ノ件本件ハ秋元子爵ノ御擔當デゴザイマス

○子爵 秋元春朝君 本件ハ臺灣議會設置ノ件デゴザイマシテ、内容ハ甚ダ簡單ナモノデ、コレヲ要約シマスレバ、内地ニハ既ニ普通選舉法モ行ハレタ次第デアルシ、又臺灣モ統治以來年月モ経ツテ居ルコトデモアルシ、ドウカ此ノ際臺灣人民ヨリ組織スル所ノ議決機關ヲ拵ヘテ載キタイ、カウ云フ請願デゴザイマスガ、此ノ點ニ關シマシテハ當局ニ於カレテハマダ早イト御認ニナツテ居リマ

拓務省

スカ、又ハ其ノ御意見ガアレバ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(生駒高常君) 本件ハ第四十四議會以來毎年請願ニ相成リマスルガ、當局ト致シマシテハ從來ノ通り不採擇ニ御願ヒ致シタイノデアリマス、其ノ理由ヲ申シマスト此ノ請願ノ趣旨ハ簡單ニ申シマスレバ唯今モ御話デザイマシタ通り、臺灣ノ住民カラ公選セラレタ議員ヲ以テ組織スル臺灣議會ト云フモノヲ設置致シマシテ臺灣ノ特殊ノ事情ニ基ク特別法規及ビ臺灣ニ於ケル豫算議決ノ機能ヲ附與スル臺灣ノ統治法ヲ制定セラレタイト云フコトニアルノデゴザイマスルガ、若シ其ノ趣旨ガ臺灣總督府ノ特別會計豫算ニ付テ帝國議會ト相對立シテ議決權ヲ附與セラレタイト云フコトデアルト致シマスレバ、憲法ニ牴觸スル請願デアルト認メラレマスルシ、尙又此臺灣ノ住民カラ公選セラレマシタ議員

(日本標準規格 B. 4)

マイクロフィルム用紙

ヲ以テ組織セル臺灣議會ヲ設置致シマシテ、之ニ帝國議會類似ノ權能ヲ附與ス
ルト云フコトデアルト致シマスルト云フト、或ハ却テ内地ト臺灣トノ間ノ融和
ヲ阻害スルノ虞ガアルノデアリマス、左様ナ次第デアリマスルカシテ、此請願ハ
フ風ニ認メラレルノデアリマス、左様ナ次第デアリマスルカシテ、此請願ハ
矢張り從來ノ通りニ不採擇ニ御願ヲ致シタイト思ヒマス

○關直彦君 政府委員ニ御伺シテ見タイノデスガ、内地ノ府縣會ノヤウナモノヲ
置クト云フ譯ニイカヌモノデアリマスガ

○政府委員（生駒高常君）只今臺灣ノ地方自治制度ト致シマシテハ州ニ州會ガゴ
ザイマス、州ニ州協會ソレカラ市、街庄ニソレゾレ市、街庄ノ協會ガアリ
マス、又サウシテ丁度内地ノ府縣、市町村會ニ當ルモノデゴザイマス、併シナ

拓 務 省

ガラ其ノ内容ハ勿論内地ノ府縣、市町村會トハ違ヒマシテ、充分ニ自治制度ガ
完備シテ居ルトハ申スコトガ出來ナイノデアリマス、ソレ故ニ當局ト致シマシ
テハ、コノ地方制度ヲ漸次完備致シマシテ、モウ少シ完全ナル地方自治制度ヲ
確立シタイト云フノデ、本年ノ議會ニモ其ノ準備費ト致シマシテ、若干ノ金額
ヲ御要求致シテアルヤウナ次第デアリマス、其ノ方ハ今著々準備中デゴザイマ
ス、唯此處ニ出テ居リマス臺灣議會ハ所謂内地ノ地方議會トハ大分性質ガ違フ
ヤウニ考ヘテ居リマスノデ實成イタシ難ネルノデアリマス

○關直彦君 其協會ト云フノハ何デスカ、總督ガ任命デモスルトカ、任命デモ
スルトカ云フ協會デスカ、或ハ選舉デ出テ居リマスカ

○政府委員（生駒高常君）只今ハ全部官選デゴザイマス、之ヲ今度ハ大イニ民意
ノ暢達ヲ圖ラウト云フ趣旨デ研究ヲ致シテ居リマス

ノイフライター加減

(日本標準規格 B4)

○松浦鎮次郎君 チョット今關委員カラ御尋ノコト、同ジャウナコトニナルカモ知レマセヌガ、政府委員ニ御尋ネシタイノデスガ、臺灣ノ今ノ地方制度トシテノ協議會、是ハ其組織ニ於テモ亦權能ニ於テモ、地方制度トシテ純粹ニ自治ト云フコトヲ與ヘル精神カラ云フト、マダ餘程不完全ナモノト思ヒマスガ、今ノ協議會ト云フノハ多分所謂諮問機關デアツテ、議決機關ニハマダナツテ居ラヌモノノヤウニ思フノデスガ、又從ツテ組織モ官選ト云フヤウナコトニナツテ居ルヤウデスガ、今度ソレヲ御調べニナラウト云フノハ、地方制度トシテハ純粹ノ自治機關ニシテ、此協議會ナルモノヲ所謂縣會ト同シク議決機關ニスルト云フコトヲ目的トシテノ御調査ト承知シテ宜シイノデスカ

○政府委員（生駒高常君）只今御話ノ通りニ、將來ハ民度ノ向上ニ伴ヒマシテ、

拓務省

地方自治制度トシテハ完全ナ制度、即チ民選、ソレカラ議決機關ニスルト云フコトヲ目標トシテ、漸次進メテ行キタイト斯ウ云フ考ヘデアリマス

○子爵 秋元春朝君 只今ノ御話ノ協議會ノ權能ニ付テチョット伺ヒタイノデスガ、現在ハ行政トカ立法トカ云フヤウナモノマア全部カ一部カ知リマセヌガ、矢張り協議會ニ御諮問ニナツテ居ルノデスガ、如何デスカ、

○政府委員（生駒高常君）只今州、市、街庄ノ豫算ハ協議會ニ諮問ヲ致シテ居リマス

○子爵 秋元春朝君 同ジク立法ハドウナツテ居リマスカ

○政府委員（生駒高常君）立法ニ關シテハ別ニ諮問ヲ致スコトニナツテ居リマセヌ

(日本標準規格 B. 4)

アイブライター用紙

○子爵 秋元春朝君 ソレヲ今度ハ幾ラカノ官選ノミナラズ、公選モ入レテ、協
議會ノ組織ヲ作ラウト云フヤウナ御考ガアルノデスカ

○政府委員（生駒高常君） 具体的ノコトハマダ何分研究中デスカラ申上ゲ兼ネマ
スケレドモ、公選、ソレカラ議決機關タラシメルノヲ目標トシテ漸次進メテ行
キタイト斯フ云フ考ヘデアリマス

拓 務 省

(日本標準規格 B. 4)

タイプライター用紙

REEL No. A-0575

0274

アジア歴史資料センター